

▶ 平成 27 年 10 月前から引き続き議員である方の場合

平成 27 年 10 月 1 日前から老齢厚生年金を受け、かつ、同日前から引き続き議員である方は、その任期中に限り、支給停止額に関する激変緩和措置が適用されます。

(1) 60 歳から 64 歳まで

次のいずれか低いほうが支給停止額の上限です。

- ① 基本月額と総報酬月額相当額の合計額の 10%
- ② 基本月額と総報酬月額相当額の合計額から 35 万円を控除した額

(2) 65 歳以上

基本月額と総報酬月額相当額の合計額の 10%が支給停止額の上限です。

● 計算例（前頁の計算例の方で、激変緩和措置が適用される場合）

老齢厚生年金の年金額	: 1,200,000 円
議員報酬(月額)	: 440,000 円
直近 1 年間の期末手当の合計額	: 1,200,000 円

激変緩和措置の適用がなければ、支給停止額は 1,020,000 円となりますが、激変緩和措置が適用されるため、基本月額と総報酬月額相当額の合計額の 10%が支給停止額です。

支給停止額 〔激変緩和の停止額〕	$(100,000 \text{ 円} + 540,000 \text{ 円}) \times 0.1 \times 12 = \underline{768,000 \text{ 円}}$
---------------------	--

年金支給額 〔激変緩和の支給額〕	$1,200,000 \text{ 円} - 768,000 \text{ 円} = \underline{432,000 \text{ 円}}$
	(年金額) (支給停止額)

▶ その他

- 老齢厚生年金と退職共済年金を受けている議員の方の支給停止額は、両方の年金の額を合算したうえで支給停止額を計算し、その支給停止額をそれぞれの年金額で按分した額です。
- 年齢や受けている年金額等により計算方法が異なりますので、詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。